

平成30年3月臨時

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

平成30年3月臨時中標津町教育委員会

1 日 時 平成30年3月29日(水) 10時00分～10時28分

2 場 所 中標津町役場庁議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	助 口 明
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	南 一 人
教育指導主幹	須 郷 一 美
管理課長	赤 塚 研 司
総務係長	表 健 一
学校教育課長	石 垣 敏
生涯学習課長	山 宮 克 彦
社会体育主幹	本 間 義 昭
学校給食センター長	山 根 亮 一
農業高校事務長	加 藤 孝 志
書 記	林 喜美子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第13号 中標津町教育委員会職員の人事異動について

議案第14号 「中標津町教育委員会の事務局及び所管機関の組織に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

議案第15号 「中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程」の制定について

議案第16号 「修学旅行の引率業務等に従事する中標津町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部を改正する要綱」の制定について

- 議案第17号 「中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱」の
制定について
- 議案第18号 「中標津町特別支援教育支援員配置要綱」の廃止について
- 議案第19号 「中標津町教育委員会嘱託員の設置等に関する要綱」の制
定について
- 議案第20号 「中標津町教育指導主幹設置規則」の廃止について

【開 会】

○山田教育長

ただいまから3月の臨時教育委員会を開催いたします。全員出席ですので会議は成立します。本日の署名委員は、義盛委員と助口委員です。

本日の議案第13号は、事務局職員の任免に関する事項です。

中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第1号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは、議案第13号は、公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第13号 中標津町教育委員会職員の人事異動について

非公開

◎議案第14号 「中標津町教育委員会の事務局及び所管機関の組織に関する規則の一部を改正する規則」の制定について

○山田教育長

それでは、議案第14号お願いします。

○総務係長

それでは議案第14号中標津町教育委員会の事務局及び所管機関の組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、私から提案いたします。

この規則の改正については、教育指導主幹から教育指導監に役職名を改めたこと、さらに指導室を配置したことによる規則の改正でございます。6ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

第3条に、新たに教育指導監の位置づけを加え、第4条では指導室を加え、第4条2項では、中標津体育館を中標津町総合体育館に改正、第5条からは、指導室を加えております。この規則については、平成30年4月1日から施行します。以上、ご説明いたします。

○山田教育長

第14号議案について何か質問はありますか。よろしいですか。

(「ありません。」と発言する者あり)

○山田教育長

それではこの議案についても可決いたします。

**◎議案第15号 「中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程」
の制定について**

○山田教育長

続きまして議案第15号お願いします。

○総務係長

議案第15号中標津町教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程の制定について引き続き私から説明いたします。

この規定の改正については、指導室を新たに配置したことによる規定の改正でございます。13ページの新旧対照表で御説明させていただきます。

第3条については、課長となっておりますが、室が新たに配置になりますので、課長および室長と改正になります。

第5条は、学校教育課学校教育係の事務分掌を指導室に移行することによる改正となります。この改正については、一部移行しましたが、決して指導室だけで取り組むというものではなく、学校教育課を含めて協力しながら一緒に取り組むこととなります。

15ページになりますが、第6条に指導室の事務分掌を加えております。指導室に関しては、幼稚園・学校経営に関すること、教育課程に関すること、学習指導に関すること、生徒指導、学校運営協議会、小中一貫教育に関することとなっていて、こちらの分掌を新たにつなげているところでございます。この規則は、平成30年4月1日から施行します。以上、第15号のご説明といたします。

○山田教育長

議案第15号について、何か質問はありますか。よろしいですか。

(「ありません。」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは議案第15号についても可決します。

◎議案第16号 「修学旅行の引率業務等に従事する中標津町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部を改正する要綱」の制定について

○山田教育長

続きまして議案第16号お願いします。

○総務係長

議案第16号修学旅行の引率業務等に従事する中標津町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明します。

こちらの改正ですが、2月の教育委員会でも改正の提案をさせていただきましたが、今回新たに、保護者を対象とした説明会の業務を加えることとなりましたので、今回3月の臨時教育委員会でも提案をさせていただきます。

20ページの新旧対照表をご覧ください。

この改正については、第2条の10項を新たに加えるものです。

保護者等を対象とした説明会等の業務とは、保護者や地域住民等の職員以外の学校関係者を対象とした説明会や懇談会等のうち、自校の教育計画に位置づけ、公務として行う業務で予定して行う業務をいいます。

さらに第3条で第2項第10項になりますが、保護者等を対象とした説明会等の業務ということを加えさせていただきます。

第4条の第3項ですが、改正前については、当該4週の期間の初日から起算して14日前までとなっていますが、今回の改正で当該4週の期間が初日から7日前（特別な事情がある場合は前日）となっております。

こちらについても平成30年4月1日からの施行となります。以上、私からの説明とさせていただきます。

○山田教育長

議案第16号について何か質問はありますか。

○義盛委員

これはコミュニティスクール対応なのですか。それとも別な目的はあるのでしょうか。

○総務係長

それも含めて今回の改正となります。割振りが出来るということです。

○学校教育課長

どちらかというと、先日開催した丸山小学校の保護者説明会に対応した場合というものです。

○山田教育長

あとはよろしいですか。

(「ありません。」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは、議案第 16 号は可決します。

◎議案第17号 「中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱」の制定について

◎議案第18号 「中標津町特別支援教育支援員配置要綱」の廃止について

○山田教育長

次、議案第17号、18号お願いします。

○学校教育課長

23 ページをお開きください。議案第17号中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱の制定について、ご説明を申し上げます。

今回制定する要綱ですが、これまで特別支援教育支援員の報酬は、日額報酬としていたところですが、午前授業の際など、学校の勤務実態に合わせ、時間給で支給できるように、町の嘱託職員の設置要綱とは別に要綱を定めるものでございます。

それでは、内容について説明しますので、25 ページをお開きください。

第1条は趣旨で、支援員の設置、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるとしてあります。

第2条は設置で、校長からの配置要望に基づき、必要と認める学校に支援員を置くことができるとしており、第2項で、勤務条件の明示は、勤務条件通知書の交付によるものとしてあります。

第3条は配置の申請等で、第1項で校長が要望書を提出することとし、第2項で児童生徒の状況、中標津町教育支援委員会の就学指導の結果等を勘案し、配置を決定するとしてあります。

第4条は任免で、任免手続は、辞令を本人に交付して行うとしてあります。

第5条は任用で、第1号で教育職員免許状所有者若しくはそれに準ずる者で保育士等の免許所有者とし、第2号で教育長が適当と認めた者としてあります。

第6条は任期で、第1項で任期を原則として1年とし、第2項で再任することができるものとしてあります。

第7条は職務で、支援員は所属する学校の校長及び教頭の指示のもと、担当教員と協力し、対象児童生徒に対する学校生活上の介助及び学習指導上の支援等を行うとしてあります。

第8条は報酬等で、報酬の額は予算の範囲内で別に定めるものとし、第2項で通勤手当の支給について、第3項で報酬の支給時期を当月末日締め翌月15日払いとしてあります。

第9条は勤務報告、第10条は身分等で非常勤の特別職としてあります。

第 11 条は服務、第 12 条から第 14 条は解任について、第 15 条は損害賠償の義務、第 16 条から第 26 条までは勤務日や、休憩時間、休暇について定めており、年次有給休暇は、町の嘱託員と同様 10 日間としております。

第 27 条は出勤簿、第 28 条は健康診断、第 29 条は社会保険等、第 30 条は公務災害補償、第 31 条は委任でございます。

最後に附則としてこの要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 18 号中標津町特別支援教育支援員配置要綱を廃止する要綱について、ご説明を申し上げますので、37 ページをお開きください。

今回廃止する要綱については、先ほど説明した中標津町特別支援教育支援員の設置等に関する要綱の制定に伴い、廃止するものでございまして、附則として、この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○山田教育長

議案第 17 号、18 号について説明がありましたが、何かお聞きになりたいことはありますか。よろしいですか。

(「ありません。」と発言する者あり)

○山田教育長

第 17 号、第 18 号についても可決します。

◎議案第19号 「中標津町教育委員会嘱託員の設置等に関する要綱」の制定
について

◎議案第20号 「中標津町教育指導主幹設置規則」の廃止について

○山田教育長

では、次も関連していますので、議案19号、20号について一括でお願いします。

○学校教育課長

それでは39ページをお開きください。議案第19号中標津町教育委員会嘱託員の設置等に関する要綱の制定について、ご説明を申し上げます。

今回制定する要綱については、教育委員会が任命し、特に学識や経験を有する嘱託員の待遇改善を図るため、町の嘱託職員の設置要綱とは別に要綱を定めるもので、教育指導監、中標津町教育相談センター専門相談員の設置及び勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、今回制定する要綱について説明しますので、41ページをお開きください。

第1条は趣旨で、嘱託員の設置、勤務条件等に関し必要な事項を定めるとしています。

第2条は定義で、嘱託員を第1号の教育指導監、第2号の中標津町教育相談センター専門相談員としています。

第3条は設置で、第1項で事務、事業の円滑な運営を期するため特定の学識、経験等を有した嘱託員を置くことができるとし、第2項で勤務条件の明示は、勤務条件通知書の交付によるものとしています。

第4条は任免で、任免手続は、辞令を本人に交付して行うとしています。

第5条は任期で、第1項で任期を原則として1年とし、第2項で再任することができるものとしています。

第6条は報酬及び費用弁償の額等で、報酬の額は予算の範囲内で別に定めるものとし、現在の報酬額を3年かけ、労働時間に応じて再任用職員並みの給与水準とするものでございます。また、費用弁償については、特別職の規程に基づき支給するものです。第2項で通勤手当の支給について、第3項で報酬の支給時期を毎月21日としています。

第7条から第9条までは、報酬の計算方法を定め、第10条は服務、第11条から第13条は解任について、第14条は損害賠償の義務、第15条から第27条までは勤務日や、休憩時間、休暇について定めており、年次有給休暇はこれまでの10日間から20日間、病気休暇は、これまでの3日間から30日間、

忌引休暇等も再任用職員と同等の日数とするなど、待遇の改善を図ったもの
でございます。

第 28 条は出勤簿、第 29 条は健康診断、第 30 条は社会保険等、第 31 条は
公務災害補償、第 32 条は委任でございます。

最後に、附則として、この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するもの
でございます。

続きまして、議案第 20 号中標津町教育指導主幹設置規則を廃止する規則に
ついて、ご説明を申し上げますので、57 ページをお開きください。

今回廃止する規則については、先ほど説明した中標津町教育委員会嘱託員
の設置等に関する要綱の制定に伴い、廃止するものでございまして、附則と
して、この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は、以上でございます。

○山田教育長

議案 19 号、20 号について説明がありましたが、質問等ありますか。

(「ありません。」と発言する者あり)

○山田教育長

それでは 19 号、20 号についても可決します。

それでは、本日予定していた日程は終わります。ご苦労様でした。